



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2024年10月22日

No.FIN_017

「証券モニタリング概要・事例集（令和6年8月）」 の公表について

執筆者：弁護士 [西尾 順一](#)

1. はじめに

令和6年8月2日、証券取引等監視委員会（以下、「証券監視委」といいます。）は、「証券モニタリング概要・事例集」（以下、「証券モニタリング事例集」といいます。）の令和5事務年度¹版である「証券モニタリング概要・事例集（令和6年8月）」（以下、「令和5事務年度証券モニタリング事例集」といいます。）を公表しました²。証券モニタリング事例集は、金融商品取引業者等（以下、「金商業者等」といいます。）の法令順守体制及び内部管理体制の改善・向上のため、証券監視委が作成・公表を行っています。

証券モニタリング事例集は、検査を通じて把握した問題点やモニタリングに係る取組み等について記載されており、①当該事務年度の証券モニタリングの概要、②過年度の勧告・指摘事項の2部門から主に構成されています。証券監視委は、金融庁監督部局等との連携を通じて、金商業者等の経営管理（ガバナンス）の有効性、取扱金融商品や取引等のビジネスの特性、リスク管理の適切性や財務の状況等を的確に把握するなどして、延べ約8500者の金商業者等が抱えるリスク特性に応じたリスクベースに基づく証券モニタリングを実施しています。証券実務において、証券モニタリング事例集は証券監視委の考え方や証券モニタリングのポイントを把握するうえで非常に有益です。以下では、令和5事務年度証券モニタリング事例集の特徴や留意点について概説します。

2. 令和5事務年度証券モニタリングの概要

(1) 検証事項等の令和5事務年度証券モニタリング基本方針の概要

令和5事務年度の証券モニタリングでは、金融庁が当該事務年度の金融行政に取り組む上での方針として策定した「金融行政方針」等も念頭に置きながら、業態横断的な検証事項として、①適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、②デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理体制の構築、③サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況、④マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る内部管理態勢の定着状況、⑤内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況の5項目について検証が行われました。

¹ 「令和5事務年度」とは令和5年7月から令和6年6月末までに期間を示します。

² https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2024/2024/20240802-1.html

また、規模・業種別の主な検証事項として、①大手証券会社グループ、②外国証券会社、③ネット系証券会社、④準大手証券、地域証券会社等、⑤外国為替証拠金取引業者、⑥投資運用業者、⑦投資助言・代理業者、⑧第二種金融取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者、⑨金融商品仲介業者・その他証券モニタリング対象先、⑩無登録業者に分類し、個別に検証事項が設けられています。

加えて、証券モニタリングの対象業者については、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、①個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況、②リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況、③モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）、④分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況を中心に、検査による実態把握を積極的に進め、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施する方針を取っています。そして、検査においては、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うとされています。

(2) 検査結果に基づく勧告・指摘等の状況

令和5事務年度に行われた検査件数は、前事務年度からの継続件数も含めて合計81件であり、うち重大な法令違反等が認められて、行政処分を求める勧告が行われたのは9件でした。勧告件数は、令和2事務年度から上昇傾向にあり、注意が必要です（前事務年度は7件）。

令和5事務年度証券モニタリング事例集に記載された勧告を行った事例として挙げられる行為と行政処分の結果は、以下のとおりです。

| 勧告が行われた事例として挙げられる行為 | 行政処分の結果 |
|--|--------------------------|
| 取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品に係る買付けの受託等をする行為〔金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「金商業等府令」といいます。）第117条第1項第20号〕 | ①一部の業務停止（1週間） ②業務改善命令 |
| 適合性原則に抵触する業務運営の状況〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第1号、金商法第40条第1号〕 | ①一部の業務停止（1か月） ②業務改善命令 |
| 改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第21号の4、第21号の5、第21号の6〕 | 業務改善命令 |
| 銀証間における不適切な顧客情報の共有等〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号、金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第12号〕 | 業務改善命令 |
| 登録金融機関による有価証券関連業の禁止〔金商法第33条第1項〕 | |
| 銀証間における不適切な顧客情報の共有等〔金商法第44条の3第1項第4号に基づく金商業等府令第153条第1項第7及び第8号、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号〕 | 業務改善命令 |
| 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況〔金商法第51条、第44条の3第1項第2号〕 | |
| 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況〔金商法第41条第1項〕 | ①業務停止（2か月） ②業務改善命令 |

| | |
|--|-------------------|
| 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等〔金商法第38条第1号、金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕 | ①登録取消し ②業務改善命令 |
| 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況〔金商法第29条の4第1項第1号ホ及びへ、第52条第1項第1号〕 | |

令和5事務年度の勧告事案のうち、外国株式取引の勧誘状況が適合性原則に抵触すると判断された事案では、「営業員が、会話がかみ合わない、数分前の会話を覚えていないなどといった顧客の様子から、顧客が少なくとも外国株式取引を行えるほどの認知判断能力を有していないことを認識していたにもかかわらず、顧客属性に照らして顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行うことなく金融商品取引契約を締結する行為等を行っていた」旨の認定がなされており、いわゆる高齢顧客に対して勧誘により金融商品を販売する際には留意が必要です。

上記の他に、令和5事務年度において、勧告には至らないものの、検査終了通知において問題点が指摘された会社の数は、合計29件となっており、問題点が指摘された会社の数は、令和3事務年度以降、概ね30件程度で推移しています。また、問題点として指摘された項目のうち、もっとも多かったのは「投資者保護に関するもの」でした。

3. 過年度（令和元事務年度～令和4事務年度）の検査指摘事例集

証券モニタリング事例集では、過年度の検査指摘事項が業種別にまとめられています。証券モニタリング事例集に記載されている事項や事例については、証券監視委の関心が高いものと思料されるため留意が必要です。

4. 結び

証券モニタリング事例集は、金商業者等において内部管理体制等の充実・強化のための自主的な取組み等に活用されることが期待されています。記載されている指摘事項は、証券監視委がポイントと考えている点ですので、ぜひ内容をご一読のうえ、ご活用いただければ幸いです。

執筆者

弁護士 [西尾 順一](#)（アソシエイト、第二東京弁護士会）
 Email: junichi.nishio@aplav.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスグループ
 Email: fpg@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
 また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。